

令和 8 年度

# PTA 総会要項



目次	(1) 令和 7 年度 活動報告	1-2 ページ
	(2) 令和 7 年度 会計決算報告	3 ページ
	(3) 令和 8 年度 役員選出 (案)	4-5 ページ ※別紙にて配布
	(4) 令和 8 年度 活動方針 (案)	6-9 ページ
	(5) 令和 8 年度 会計予算 (案)	10 ページ

※宇美中学校 PTA 会則・慶弔規定

糟屋郡宇美町立宇美中学校

## 令和7年度 活動総括

宇美中学校のPTA会員の皆様、日頃からPTA活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今年度も本会役員の皆さんや先生方のご支援のおかげで様々な活動を実施できました。

### 【PTA主催の主な行事】

- ・ 6月 : 給食試食会
- ・ 7月 : 花植え
- ・ 8月 : 高校見学バスツアー
- ・ 10月/2月 : 花植え

今年度も、多くの方々に行事へご参加いただいたおかげで充実した活動を行うことが出来ました。上記以外の活動におきましても、会員の皆様のお力添えにより、滞りなく実施出来ました。

また、選考委員会の皆様には、次期役員候補を選出するという大役をしっかりと果たしていただきました。

来年度も新役員の皆様をお迎えしPTA活動が継続されることを、とても嬉しく思っています。

我が子は何歳になっても可愛くて、大きくなっていくのが嬉しいような寂しいような感覚ですが、これからも子どもたちと共に私たち親も成長していけたらと感じております。

今後も宇美中学校PTA本会としては、活動の在り方を工夫し「無理なく出来る範囲」で子どもたちのために動いていきたいと考えています。

ぜひ、来年度も皆様のご無理の無い範囲でPTA活動へご参加をいただければ幸いです。

最後に、本会役員の皆さん!! 皆さんののおかげで、とても良い雰囲気での活動が出来ました。皆さんがいてくれたから頑張れました!!

いつも支えていただき、本当にありがとうございました。

令和7年度宇美中学校PTA会長  
藤田 佳孝

## 令和7年度 役員会・委員会活動報告書

	活動項目	備考
	令和4年度以降、専門委員会の活動は ボランティア登録制で行っております。	
本会役員	区PTA) 会長会	年間5回
本会役員	学校外) 人権教育推進協議会	年間2回
本会役員	学校外) 給食検討委員会	年間3回
本会役員	町PTA) 常任委員会	年間2回
本会役員	町PTA) 学校教育推進協議会	年間2回
本会役員	県PTA) 総会・研修会	年間1回
本会役員	役員会 (4月、6月、9月、1月、3月)	年間5回
本会役員	PTA総会	書面決議
本会役員	学校運営協議会	年間3回
本会役員	校則検討委員会	年間2回
本会役員	卒業式対応	1回
本会役員 ボランティア	校内美化 花植え作業 (美化委員会)	年間2回
	進路応援企画 (3学年学級委員会)	年間4日
	高校見学バスツアー (学年学級委員会)	年間1回
	夜カフェ (学年学級委員会)	年間1回
	学級費会計監査 (学年学級委員会)	年間1回
本会役員	PTA新聞発行 (広報委員会)	年間3回
地域委員	体育会対応	1回
地域委員	地域選考委員会	年間1回
監査委員	PTA会計監査	1回
	以上	

令和7年度 PTA会計決算報告.xlsx

《収入の部》

項目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	増減	摘要
1.会費	1,520,640	1,434,240	-86,400	PTA会費
2.繰越金	1,139,488	1,139,488	0	前年度繰越金
3.助成金	140,000	164,700	24,700	町からの助成金
4.雑収入	80,000	81,945	1,945	利息・自動販売機販売手数料
<b>収入合計</b>	<b>2,880,128</b>	<b>2,820,373</b>	<b>-59,755</b>	

《支出の部》

項目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	増減	摘要	
1.運営費	総会費	100,000	77,000	23,000	新役員顔合わせ、退任記念品代
	会議費	50,000	5,315	44,685	委員会等会議費用
	旅費	150,000	16,500	133,500	九P、県P、地区P研修会
	事務費	50,000	14,398	35,602	事務用品費、振込手数料
	渉外費	40,000	40,000	0	会長渉外費
	慶弔費	40,000	0	40,000	香典料、お見舞い
	負担金	160,000	82,358	77,642	県P、地区P、町P負担金
	<b>(小計)</b>	<b>590,000</b>	<b>235,571</b>	<b>354,429</b>	
2.活動費	役員会費	200,000	184,320	15,680	役員活動費
	学年学級費	150,000	107,474	42,526	学級委員会活動費(卒業式花束代など)
	広報費	150,000	56,480	93,520	PTA新聞印刷代、活動費
	美化費	150,000	133,605	16,395	花苗、土代、活動費
	地域委員費	100,000	50,492	49,508	体育会警備費、活動費
	おやじの会	0	0	0	おやじの会費
	<b>(小計)</b>	<b>750,000</b>	<b>532,371</b>	<b>217,629</b>	
3.教育活動費	生徒奨励費	200,000	188,360	11,640	生徒活動費補助
	部活動奨励費	200,000	60,500	139,500	横断幕購入費
	生徒指導費	100,000	100,000	0	放生会見回り等
	備品購入費	200,000	0	200,000	
	環境改善費	700,000	673,200	26,800	体育会テント代
	<b>(小計)</b>	<b>1,400,000</b>	<b>1,022,060</b>	<b>377,940</b>	
4.諸費	傷害保険費	300,000	226,550	73,450	PTA活動傷害保険加入金
	<b>(小計)</b>	<b>300,000</b>	<b>226,550</b>	<b>73,450</b>	
5.積立金	積立金	50,000	50,000	0	
	<b>(小計)</b>	<b>50,000</b>	<b>50,000</b>	<b>0</b>	
6.予備費		3,737	0	51,585	
	<b>(小計)</b>	<b>3,737</b>	<b>0</b>	<b>51,585</b>	
<b>支出合計</b>	<b>3,093,737</b>	<b>2,066,552</b>	<b>1,075,033</b>		

積立金	～令和6年度	989,514
	令和7年度	50,000
	利息	1738
	(合計)	1,041,252


周年行事のための積立

収入総額	支出総額	残金
2,820,373	2,066,552	753,821

上記の通り決算報告いたします。

令和8年 3月 31日

宇美中学校PTA会計


久保田 聖 


《会計監査》

監査の結果、上記の決算に相違ないことを証明いたします。

令和8年 3月 31日

会計監査委員

上田 裕香 

杉村 ひとみ 

## 令和 8 年度 活動方針

会員の皆様には日頃より PTA 活動にご理解、ご協力いただき、心より感謝申し上げます。

本年度より、PTA 会長を務めさせていただくことになりました、廣田一宏と申します。

私は子どもたちが毎日を安心して過ごし、楽しく学べるようにするには、学校と家庭がゆるやかに繋がっていることが大切だと感じています。また、保護者会は、その繋がりをつくる大事な場だと思っております。

今年度も昨年度までの「つながりを持った PTA」という活動方針を引き継ぎ、取り組んで参ります。

PTA と聞くと「大変そう…」というイメージがあるかもしれませんが、できるだけ負担を少なく、参加しやすい形を目指していきます。ちょっとしたお手伝いや、気付いたことを教えていただくだけでも十分力になります。

子どもたちが安心して学び、笑顔で過ごせる学校生活の実現に向け、活動いたします。

どうぞ一年間よろしく願いいたします。

令和 8 年度宇美中学校 PTA 会長  
廣田 一宏

# 令和8年度 PTA 活動テーマ

## 「つながりを持った PTA」

### 1. アフターコロナ期の学校と家庭と地域のつながり

(学校)

- ・授業参観や学級懇談会の対面での積極的開催。
- ・オンライン配信の有効かつ効果的活用（子どもたちのようすなど）  
(PTA 活動)

- ・学校と本会役員の連携強化
- ・本会役員会の分業制と活発な意見交換（オンライン・SNS を活用）。
- ・広報活動による、学校行事や各地域での取り組みなどの情報発信。
- ・地域委員会による、各自治会と連携及び情報の共有。

(地域)

- ・各自治区での問題の收拾と解決。
- ・地域、ボランティアとの見守りの連携。

### 2. 子ども達とのつながりで「心身の成長」を支える

- ・ラブアースなどの地域の行事や集会、町の行事への参加を促す。
- ・地域とのつながりの必要性を意識し考えていく。

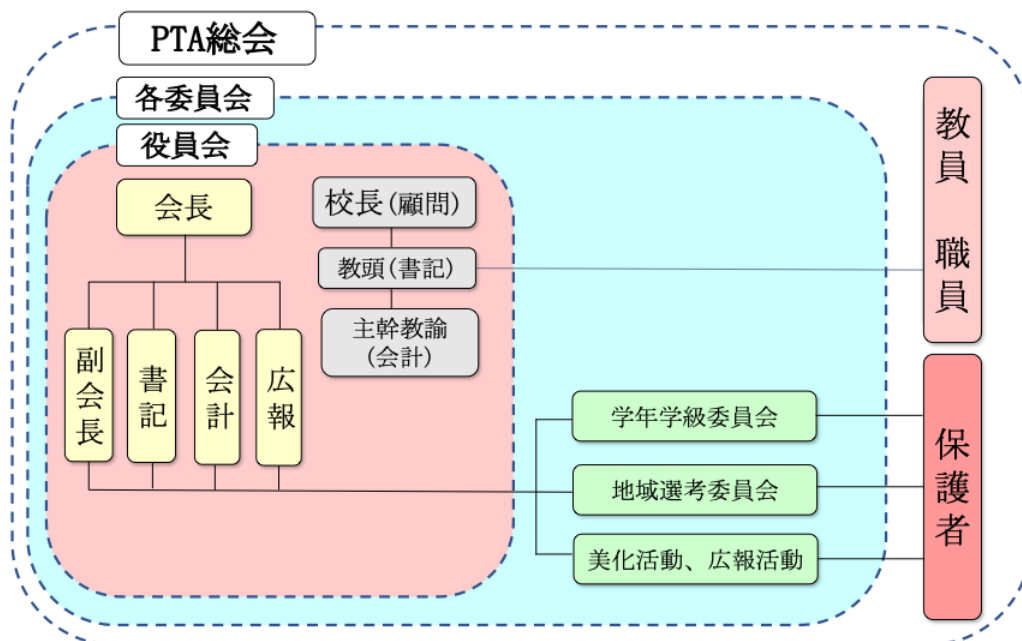
### 3. 外部資源を有効活用しつつ必要活動へ強化

- ・ボランティア制による登録者の有効活用。好意的な参加からの相乗効果を狙う。
- ・保護者負担となるところへの外部資源投入（PTA 会費の有効活用）

## 役員会・各専門委員会 活動方針

	活 動 内 容	
本会役員会	年間を通して活動の充実を図る。 各委員会の運営サポートをする。	
地域選考委員会	学校と地域をつなぐ役割を持つ。各地域での情報（危険箇所など）をまとめ、学校への報告、さらに地域との連携協力に努める。 次年度の本会役員選考の充実を図る。	
学年学級委員会	学年指導の充実に努める 各クラスの保護者の連携を深める努力をする。 年度末の学級費の会計監査を行う。	
協力活動	広報活動	P T A新聞を企画し発刊する。 ホームページなどを活用しP T A活動を発信。 家庭教育充実に向けた情報を発信する。
	美化活動	校内の美化作業を企画し、実施する。 校内の観賞物の維持充実を図る。

## 宇美中学校 PTA 組織図



## 運営方法

- ・本会役員会は、会長が招集し運営に当たる。
- ・総会は年に1回実施し、本会役員会が提案をする。前年度の報告と新年度の方針を発表する。
  
- ・地域・選考委員会は、各自治会により選出された委員の正副委員長が運営に当たる。
  
- ・学年学級委員・美化活動・広報活動は、担当本会役員が運営に当たる。
  
- ・会員（保護者）は【ボランティア活動】の呼びかけにて、無理のない形で活動に参加する。
  
- ・各活動（委員会）には教職員より担当者（先生）として参加してもらい指導・助言を乞う。

## 本会役員及び各委員会の編成手段

- ・本会役員は選考委員会の推挙を持って任命される。
- ・地域委員は各自治会より1名～3名選出する。尚、役員選考委員を兼務する。

## 選考委員会の在り方

- ・選考委員は各自治会の地域委員により構成する。
- ・各地域では本会役員就任への希望を取り、推薦する。
- ・委員会の活動は10月より翌3月までとし、役員の編成が整い次第完了する。
- ・役員の選考基準は地域のバランスや、任期を考慮し適正かつ公正な選考を任務とする。（本会役員の任期は組織運営の把握に1年かかるので2年が望ましい。）

# 令和8年度 PTA会計(案)

## 《収入の部》

項目	7年度予算額	8年度予算額		摘要
1.会費	1,471,680	1,517,760	46,080	PTA会費 長子+教員515名×2880円/兄弟児24名×1440円
2.繰越金	1,139,488	753,821	-385,667	前年度繰越金
3.助成金	140,000	160,000	0	町からの助成金
4.雑収入	80,000	80,000	0	利息・自販機販売手数料
<b>収入合計</b>	<b>2,831,168</b>	<b>2,511,581</b>	<b>-339,587</b>	

## 《支出の部》

項目	7年度予算額	8年度予算額		摘要	
1.運営費	総会費	100,000	50,000	-50,000	総会資料印刷費、総会費用、町P・区P総会費用
	会議費	50,000	20,000	-30,000	役員会等会議費用
	旅費	150,000	150,000	0	九P、県P、地区P研修会
	事務費	50,000	20,000	-30,000	通信費、事務用品費(輪転機インク)、振込手数料
	渉外費	40,000	40,000	0	会長渉外費
	慶弔費	40,000	20,000	-20,000	香典、お見舞い
	負担金	160,000	100,000	-60,000	県P、地区P、町P負担金
	<b>(小計)</b>	<b>590,000</b>	<b>400,000</b>	<b>-190,000</b>	
2.活動費	役員会費	200,000	160,000	-40,000	役員活動費、監査・選考委員会
	学年学級費	150,000	120,000	-30,000	活動費(夜カフェ・給食試食会など)
	広報費	150,000	100,000	-50,000	PTA新聞印刷代、活動費
	美化費	150,000	150,000	0	花苗、土代、活動費
	地域委員費	100,000	80,000	-20,000	体育会警備費、活動費
	<b>(小計)</b>	<b>750,000</b>	<b>610,000</b>	<b>-140,000</b>	
3.教育活動費	生徒奨励費	200,000	200,000	0	生徒活動補助、高校見学バスツアー
	部活動奨励費	200,000	100,000	-100,000	横断幕購入
	備品消耗品購入費	200,000	100,000	-100,000	灯油代等
	生徒指導費	100,000	100,000	0	学校外活動見回りなど
	環境改善費	700,000	700,000	0	体育会テント代
	<b>(小計)</b>	<b>1,400,000</b>	<b>1,200,000</b>	<b>-200,000</b>	
4.諸費	傷害保険費	300,000	250,000	-50,000	PTA活動傷害保険加入金
	<b>(小計)</b>	<b>300,000</b>	<b>250,000</b>	<b>-50,000</b>	
5.積立金	積立金	50,000	50,000	0	周年行事のため
	<b>(小計)</b>	<b>50,000</b>	<b>50,000</b>	<b>0</b>	
6.予備費		3,737	1,581	-2,156	
	<b>(小計)</b>	<b>3,737</b>	<b>1,581</b>	<b>-2,156</b>	
<b>支出合計</b>	<b>3,093,737</b>	<b>2,511,581</b>	<b>-582,156</b>		

# 宇美中学校 P T A 会 則

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は「宇美中学校 P T A」と呼び事務局を宇美中学校内に置く。

(目的と方針)

第 2 条 この会は、学校・家庭・社会の緊密な連絡と、積極的な協力とによって、民主的教育の振興と教育的環境の向上を図り、もって教育的効果の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、会員の協力により次のことを行う。

- (1) 教育の振興と充実のための努力
- (2) 教育についての研究調査とその効果的実践
- (3) 会員の教養を高め相互理解と連帯性を高めるための研修
- (4) 教養施設、教育資材の充実整備に関する努力
- (5) 生徒の福祉増進と教育環境の向上のための公共的諸機関との連携

## 第 2 章 組 織

(会員の資格)

第 4 条 この会は次の者を会員として組織する。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本校に勤務する教職員
- (3) 本校校区内に居住し、本校 P T A 会員経験者で本会の目的に賛同し役員会の承認を得た者

(会員の権利と義務)

第 5 条 会員は、全て平等の権利と義務を持つ。

- (1) 会員は、会則を守り会の活動に参加し、決定事項を実践する義務を負う。
- (2) 会員は、全て定められた会費を納入する。

(役 員)

第 6 条 この会に、次の役員を置き任期は 1 年とする。但し、再任をさまたげない。また、P T A 上部団体等に所属した場合や周年行事等により人数を変更する場合もある。

会 長	1 名
副会長	3 ～ 5 名
書 記	2 名 (内教職員 1 名 ※教頭があたる。)
会 計	3 名 (内教職員 1 ～ 2 名 ※教務主幹があたる。)
顧 問	1 名 ( 学 校 長 )

(役員及び会計監査委員の選出)

第 7 条 役員及び会計監査委員は、役員選考委員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をする。
- (3) 書記は、庶務を受け持ち、会則、会議録、当年度の人事録及び運営上の書類などを作成し、全ての書類の整理、保管をする。
- (4) 会計は、この会の経理を担当し、会計に関する書類の管理をする。
- (5) 顧問は、学校長を充て、本会の運営等について指導・助言を行う。

(役員補充)

第9条 役員に欠員が生じた時は、地域・役員選考委員会において補欠役員を選出し、役員会の承認を以て決定とする。  
なお、補充した役員の任期は、第6条にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(会計監査委員)

第10条 1.この会の経理を監査するため2名の会計監査委員を置く。  
会計監査委員は一切の機関に属さず、監査は年1回以上行いその結果を総会に報告する。  
2.会計監査委員の任期は、第6条及び第9条を準用する。

### 第3章 機 関

(機関の種類)

第11条 この会に、次の機関を置く。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 総会         | (2) 役員会   |
| (3) 地域・役員選考委員会 |           |
| (4) 学年学級委員会    | (5) 特別委員会 |

#### 第1節 総 会

(性格・構成)

第12条 総会は、全会員で構成し、この会が最高議決機関である。  
総会は、年1回会長が招集する。但し、会員の3分の1以上の要請があった時、または必要に応じ、会長が招集する形で臨時に総会を招集する。  
総会の定足数は、構成員の2分の1以上とする。但し、委任状を認める。

(総会の機能)

第13条 総会は、次のことを審議決定する。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 活動報告及び活動方針    | (2) 決算の承認及び予算の決定 |
| (3) 役員及び会計監査委員の承認 | (4) 会則の改正、改廃     |
| (5) 会費の変更         | (6) その他重要事項      |

#### 第2節 役 員 会

(構 成)

第14条 役員会は、役員によって構成する。

(任 務)

第15条 役員会は、次のことを行う。

- (1) 総会に提出する議案の作成
- (2) 総会での決議事項の実施に関する事項
- (3) 各委員会等の活動計画の承認・連絡調整
- (4) その他、この会の運営及び諸活動の実施に必要な事項

### 第3節 地域・役員選考委員会

(構成・任務)

#### 第16条 (1) 地域委員会

各自治会より選出された者。選出数は各自治会の判断により1~3名。  
地域内会員相互の連絡を図り、学校との連携を高める。  
生徒の校外生活の向上、安全指導等を行う。  
地域との連携及び他の団体と協力し、生徒の健全育成のため、地域における諸活動を企画推進する。

#### (2) 役員選考委員会

地域委員会で兼務するものとし、加えて教師1名以上で構成する。  
役員及び会計監査委員の選考に当たり、任期は発足の時から、役員等が総会で承認されるまでとする。

### 第4節 専門委員会

(構成)

第17条 この会には、各学年より選出された委員で構成する。

選出数は各クラス若干名に相当する数。

(任務)

第18条 この会は、次のことを行う。

#### (1) 学年学級委員会

学級・学年相互の活動について教員と連携し、必要に応じたサポート活動を行う。  
また年度末、学年学級費の監査を行う。

#### (2) 美化委員会

学校内の施設の充実や教育環境改善のための企画立案及びその実施にあたる。

#### (3) 広報委員会

広報誌の編集と発行を定期的に行い、  
学校と家庭ならびに地域社会とコミュニケーションを図る。

### 第5節 特別委員会

(構成)

第19条 1.この会は、会長が必要と認めた場合には、臨時に置くことができる。

2.この委員会は、その任務が終わるとともに解散する。

3.この委員会の構成員は、本会で選出し、会長が委嘱する。

## 第4章 会 議

(定足数)

第20条 総会の定足数は、構成員の2分の1以上とする。(委任状を含む)

その他の委員会の定足数は、構成員の2分の1以上とする。

(表 決)

第21条 会議の決議は、出席者の多数決とする。但し可否同数の場合は、議長が決める。

(議 長)

第22条 議長は次のとおりとする。

(1) 総 会 会員の中から選出する。

(2) 役 員 会 会長があたる。

(3) 各委員会 役員があたる。

## 第5章 会 計

(会計収支)

- 第23条 1.この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。  
2.会費は総会において決定する。  
3.会員の会費は、下記の通りとする。  
(1)生徒1人当たり、2,880円(年額)とする。  
但し、兄弟(姉妹)で在学の場合、弟・妹については、  
1人当たり1,440円(年額)とする。  
(2)教職員1人当たり、2,880円(年額)とする。

(会計年度)

- 第24条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 そ の 他

(会則改正)

- 第25条 この会の会則の改正・改廃は、総会において出席者の過半数の賛成を得なければならない。

(運営細則)

- 第26条 運営についての細則は、別に定める。

## 第7章 補 則

(会則の発行)

- 第27条 この会則は、昭和45年6月2日より実施する。  
昭和57年5月9日に改正・施行  
昭和59年5月19日に改正・施行  
昭和61年5月25日に改正・施行  
昭和63年9月7日に改正・施行  
平成3年5月18日に一部改正・施行  
平成7年5月6日に一部改正・施行  
平成9年5月10日に一部改正・施行  
平成11年5月1日に一部改正・施行  
平成15年4月26日に一部改正・施行  
平成18年4月22日に一部改正  
平成19年4月21日に施行  
平成20年4月26日に一部改正・施行  
平成23年4月23日に一部改正・施行  
平成24年4月28日に一部改正・施行  
平成27年4月25日に一部改正・施行  
平成31年4月20日に一部改正・施行  
令和4年4月28日に大幅改正・施行 ※感染症流行を機とする改定  
令和8年4月18日に一部改正・施行